諮問番号：令和３年度諮問第２３号

答申番号：令和３年度答申第２６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年１１月２２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）出るかどうか分からない年金生活者支援給付金（以下「本件給付金」という。）を収入認定して生活保護費を減らしているのはおかしい。審査請求人が収入申告してから収入認定すべきである。

（２）そもそも、消費税を増税して本件給付金を出すのであるから、本件給付金を収入認定して生活保護費を減らすことは、社会通念上やってはならない。

（３）したがって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が本件給付金を令和元年１０月分から受給することに伴い、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１（４）アに基づき、収入認定額を変更し、同年１２月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、出るかどうかわからない本件給付金を収入認定して生活保護費を減らすことはおかしいこと、審査請求人が収入申告してから収入認定するべきであること、本件給付金は社会通念上収入として認定することが適当でないことなどを主張している。

　　　しかしながら、処分庁は、審査請求人から年金生活者支援給付金支援決定通知書（以下「本件通知書」という。）の写しを受領し、審査請求人が令和元年１０月分から給付金を受給することを把握したため、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号。以下「給付金法」という。）第３条、同法第４条第１項、同法第６条及び第１６条に基づき、審査請求人に本件給付金の支払が開始される同年１２月分の保護費について、本件給付金の受給のために要した必要経費を控除した上で同年１０月分の本件給付金を収入認定する本件処分を行ったものであり、その判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

（３）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年１０月１１日　　諮問書の受領

令和３年１０月１３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月２７日

　口頭意見陳述申立期限：１０月２７日

令和３年１１月１６日　　第１回審議

令和３年１２月１４日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、保護の補足性の原理を規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（２）給付金法第３条は、「老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次に掲げる額（中略）を合算した額とする。（後略）」と、同法第４条第１項は、「給付基準額（（中略）以下同じ。）は、５，０００円とする。」と、同法第１６条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（中略）とする。」と定めている。

また、同法第１９条において、障害年金生活者支援給付金について準用する第６条は、第１項で、「老齢年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。(後略)」と、同条第３項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

（３）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（４）局長通知第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。（後略）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（５）年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について（令和元年８月２２日社援保発０８２２第２号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の「Ⅱ．給付金の保護費への適切な反映について」には「給付金は、『生活保護法による保護の実施要領について』（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知〔次官通知〕）の第８の３の（２）のアの（ア）により、実際の受給額を収入として認定する。（後略）」と示されている。

なお、課長通知は、地方自治法第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言（以下「技術的助言」という。）である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２４年１０月１日付けで、処分庁は、審査請求人について法による保護を開始した。

（２）令和元年９月１９日に審査請求人が処分庁に提出した、審査請求人あての本件給付金の請求に係るはがきの写しには、「令和元年１２月支払いのため　令和元年１０月１８日までに届くよう投函してください」と記載されている。

　　　また、同日に審査請求人が処分庁に提出した、同日付けの日本郵便株式会社の領収書には、「［販売］６２円普通切手　６２円　１枚　￥６２」と記載されている。

（３）令和元年１１月７日、審査請求人から処分庁に提出された、審査請求人あての本件通知書の写しには、「給付金の種類　障害年金生活者支援給付金」、「支給金額（月額）５，０００円」、「支払開始年月　令和元年１０月分から」と記載されている。

（４）令和元年１１月８日付けの審査請求人に係るケース記録票には、「＜年金生活者支援給付金の収入認定について＞（略）【支給開始月及び金額】令和元年１０月分より年金生活者支援給付金（５，０００円）の支給が開始される為、令和元年１２月保護費より収入認定を行う。申請に要した切手代６２円を必要経費として控除する。」と記載されている。

また、同日が決裁年月日と記載されている審査請求人に係る令和元年１２月分の保護決定調書には、収入欄のうち、その他収入として「種別　障害年２旧〔級〕　金額６５，００８」、「種別　公的その他５，０００」と、その他必要経費として「６２」と、収入充当額として「６９，９４６」と記載されている。

（５）令和元年１１月２２日付けで、処分庁は、同年１２月１日を保護変更日とする本件処分を行った。

本件処分の通知書には、保護決定理由の欄に「期末一時扶助費の認定　年金生活者支援給付金の認定（切手代６２円を控除）」と、収入充当額の欄に「６９，９４６円」と記載されている。

（６）令和元年１１月２９日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、本件給付金については、審査請求人が収入申告してから収入認定するべきである旨主張する。

しかしながら、前記２（３）のとおり、処分庁は、審査請求人から本件通知書の写しを受領し、審査請求人が令和元年１０月分から本件給付金を受給することを把握したため、審査請求人に本件給付金の支払が開始される同年１２月分の保護費について、予め本件給付金の支給額を収入認定する本件処分を行ったものであることが認められる。

そしてこの取扱いは、前記１（３）のとおり、次官通知第８の３（２）ア（ア）に沿って、実際の年金受給額を認定するために、処分庁が審査請求人から本件通知書の写しの提出を受けて保護費を変更したものであり、そのような事務手続に不合理があるとは認められない。

また、前記１（４）、前記２（３）から（５）のとおり、本件処分において収入充当された金額は、審査請求人が令和元年１２月に受給する障害基礎年金及び本件給付金を局長通知第８の１（４）アにより認定した金額に、本件給付金の受給のために要した必要経費を控除した額であることが認められ、その算定において誤りはない。

したがって、審査請求人が収入申告する前に本件処分を行った処分庁の判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

（２）また、審査請求人は、本件給付金は、社会通念上収入として認定すべきではない旨主張する。

　　しかしながら、前記１（５）のとおり、課長通知において、本件給付金については、次官通知第８の３（２）ア（ア）により、実際の受給額を収入として認定することが示されている。

確かに課長通知は、技術的助言であるものの、保護の実施機関が法に基づく事務を具体的に処理するにあたり、客観的に妥当性のある行為又は措置を実施するために必要な事項を示したものといえ、前記１（１）のとおり、法第４条の保護の補足性の原理にも適合するものである。なお、次官通知は、国において適正な処理を特に確保する必要がある法定受託事務において、よるべき基準であるとされている。

したがって、処分庁が、本件給付金について、課長通知に示されている次官通知の取扱いに沿って本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められないと言うべきである。

（３）以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

　　よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６　付言**

前記２（５）のとおり、本件処分の通知書には、処分の理由として、「期末一時扶助費の認定　年金生活者支援給付金の認定（切手代６２円を控除）」とのみ記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て、訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由の提示には、根拠法令の記載が行われておらず、また、審査請求人が本件処分の理由を明確に認識し得るものであるとは言い難いことから、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、根拠法令を示した上で、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）谷口　勢津夫

委員　　　　　西上　治

委員　　　　　濱　　和哲